

議案第69号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第1条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年養父市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 養父市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年養父市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第22条の2第1項」を「第22条の2第1項第2号」に改める。

（養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成16年養父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(養父市職員の降給に関する条例の一部改正)

第5条 養父市職員の降給に関する条例（平成28年養父市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。）」の次に「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）」を加える。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるときは」を「認める場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(養父市職員の給与に関する条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

- 2 養父市職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに養父市職員の給与に関する条例附則第17項その他市長が定める規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、養父市職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他市長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、市長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年養父市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第11条の2の項を削り、同表第17条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第20条第4項の項を削り、同表第20条第5項の項中「育児休業条例」を「養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表第17条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第20条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第20条第4項の項を削り、同表第20条第5項の項中「育児休業条例」を「養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）」に、「場合は」を「場合には」に改め、同表第29条の2の項を次のように改める。

第 29 条の 2	第 10 条、第 11 条、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条	第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条
	定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

第 18 条の表第 30 条第 1 項の項を削る。

第 19 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 20 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(給与条例附則第 17 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 8 条 養父市職員の給与に関する条例（平成 16 年養父市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第 11 条の 2 法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第 9 条第 2 項の規定により当

該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条の3を削る。

第17条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「1箇月」を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に、「運賃相当額」を「運賃等相当額」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「1箇月」を「1か月」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第20条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「1箇月」を「1か月」に改め、「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「6箇月」を「6か月」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第14条」を「第10条、第11条、第14条」に、「、第18条」を「及び第18条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円

未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 養父市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和〇年養父市条例第〇号)による改正前の養父市職員の定年等に関する条例(平成 16 年養父市条例第 36 号)第 3 条第 2 項に規定する職員に相当する職員
- (3) 養父市職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間(同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
- (4) 養父市職員の定年等に関する条例第 3 条第 2 項に規定する職員
- (5) 養父市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員(同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

19 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 21 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 17 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 9 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級にお

ける最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
-----	--------	--------	--------	--------

再任用		円	円	円	円
短時間		296,200	338,600	393,000	466,000
勤務職員					

(養父市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 養父市職員等の旅費に関する条例(平成16年養父市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年養父市条例第265号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(養父市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 養父市職員の再任用に関する条例(平成16年養父市条例第37号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定によ

り採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される養父市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される養父市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当

該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の養父市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第17条第2項及び第20条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 養父市職員の給与に関する条例第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第17項から第23項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

議案第69号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第1条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

第2条 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 養父市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間</u> <u>(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督</u> <u>職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p>

第3条 養父市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

第4条 養父市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、<u>6箇月</u>以下の期間、給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第7条 減給は、<u>6か月</u>以下の期間、<u>その発令の日に受ける</u>給料の月額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

第5条 養父市職員の降給に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員(技能労務職給料表の適用を受ける職員を除く。))の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員(技能労務職給料表の適用を受ける職員を除く。))の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> (略)</p> <p><u>(養父市職員の給与に関する条例附則第17項等の規定の適用を受ける職員</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>に対する規定の適用)</u></p> <p>2 <u>養父市職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに養父市職員の給与に関する条例附則第17項その他市長が定める規定による降給とする」とする。</u></p> <p>3 <u>第5条の規定は、養父市職員の給与に関する条例附則第17項の規定その他市長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、市長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>

第6条 養父市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「短時間勤務職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下これらを「短時間勤務職員」という。)については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p>

第7条 養父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案															
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号。以下「給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第10条</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第11条の2</td> <td>とする</td> <td>に、算出率を乗じて得た額とする (その額に1円未満の端数がある)</td> </tr> </table>	第10条	(略)	(略)	第11条	(略)	(略)	第11条の2	とする	に、算出率を乗じて得た額とする (その額に1円未満の端数がある)	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(育児短時間勤務をしている職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号。以下「給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第10条</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第10条	(略)	(略)	第11条	(略)	(略)
第10条	(略)	(略)														
第11条	(略)	(略)														
第11条の2	とする	に、算出率を乗じて得た額とする (その額に1円未満の端数がある)														
第10条	(略)	(略)														
第11条	(略)	(略)														

現 行			改 正 案		
		ときは、その端数を切り捨てた額とする。)			
第17条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)	第17条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第20条第1項	(略)	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)を乗じて得た額とする	第20条第1項	(略)	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)を乗じて得た額とする
第20条第4項	前項	養父市職員の育児休業等に関する条例(平成16年養父市条例第41号。以下「育児休業条例」という。)第16条			
第20条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1	第20条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が <u>養父市職員の育児休業等に関する条例</u> (平成16年養父市条例第41号)第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係

現 行			改 正 案		
		時間当たりの給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする			る時間である場合にあっては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から100分の100 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を減じた割合を乗じて得た額とする
第27条第4項	(略)	(略)	第27条第4項	(略)	(略)
第27条第5項及び第28条第3項	(略)	(略)	第27条第5項及び第28条第3項	(略)	(略)
第27条第6項	(略)	(略)	第27条第6項	(略)	(略)
<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第10条	(略)	(略)	第10条	(略)	(略)
第11条	(略)	(略)	第11条	(略)	(略)
第17条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	(略)	第17条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第20条第1項	(略)	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののう	第20条第1項	(略)	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののう

現 行			改 正 案		
		ち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする			うち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第20条第4項	前項	育児休業条例第18条			
第20条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に</u> あつては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする	第20条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が <u>養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に</u> あつては、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合

現 行			改 正 案		
					を乗じて得た額とする
<u>第29条の2</u>	<u>再任用職員</u>	<u>短時間勤務職員</u>	<u>第29条の2</u>	<u>第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条</u>	<u>第14条から第16条まで及び第18条</u>
				<u>条</u>	
			<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		<u>短時間勤務職員</u>
<u>第30条第1項</u>	<u>再任用短時間勤務職員</u>	<u>短時間勤務職員</u>			
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p>			<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(給与条例附則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p>		

現 行	改 正 案
	<p>3 <u>育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「) とする」とあるのは、「) に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p>

第8条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p><u>(再任用職員の給料月額)</u></p> <p><u>第11条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>第11条の3 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが</p>	<p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p><u>第11条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下<u>この項及び次項</u>において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下<u>この条</u>において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ</p>

現 行	改 正 案
<p>著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額</p>	<p>通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前提任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～チ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額</p>

現 行	改 正 案
<p>の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が<u>1箇月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が</p>	<p>の合計額が5万5,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が<u>1か月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後</p>

現 行	改 正 案
<p>午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>	<p>10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175) から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p>
<p>6 (略) (期末手当)</p>	<p>6 (略) (期末手当)</p>
<p>第27条 (略)</p>	<p>第27条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>	<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p>
<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>	<p>4～6 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第28条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100</p>	<p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短</p>

現 行	改 正 案
<p>分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略) (再任用職員についての適用除外) 第29条の2 <u>第14条から第16条まで、第18条の規定は、再任用職員には適用しない。</u> 附 則 1～16 (略)</p>	<p>時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 (略) (定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外) 第29条の2 <u>第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 附 則 1～16 (略) 17 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第19項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。 18 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> (1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> (2) <u>養父市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和〇年養父市条例第〇号)による改正前の養父市職員の定年等に関する条例(平成16年養父市条例第36号)第3条第2項に規定する職員に相当する職員</u> (3) <u>養父市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u> (4) <u>養父市職員の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員</u> (5) <u>養父市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>規定が適用されていた職員を除く。)</u></p> <p>19 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p>20 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p>21 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>22 <u>附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支</u></p>

現 行

職員の 区分	職務 の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額	5級 給料 月額	6級 給料 月額	7級 給料 月額
再任用職 員以外の 職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第1 (第7条関係) 行政職給料表

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第7条関係) 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額
再任用職		円	円	円	円

改 正 案

給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第17項から前項までに定めるもののほか、附則第17項の規定による給料月額、附則第19項の規定による給料その他附則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

職員の 区分	職務 の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額	5級 給料 月額	6級 給料 月額	7級 給料 月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給 料月額 円 187,700	基準給 料月額 円 215,200	基準給 料月額 円 255,200	基準給 料月額 円 274,600	基準給 料月額 円 289,700	基準給 料月額 円 315,100	基準給 料月額 円 356,800

別表第1 (第7条関係) 行政職給料表

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第7条関係) 医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級 給料 月額	2級 給料 月額	3級 給料 月額	4級 給料 月額
定年前再		円	円	円	円

現 行						改 正 案					
員以外の 職員		(略)	(略)	(略)	(略)	任用短時 間勤務職 員以外の 職員		(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職 員		<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>	定年前再 任用短時 間勤務職 員		<u>基準給料月額</u> 円 <u>296,200</u>	<u>基準給料月額</u> 円 <u>338,600</u>	<u>基準給料月額</u> 円 <u>393,000</u>	<u>基準給料月額</u> 円 <u>466,000</u>

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第9条 養父市職員等の旅費に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第10条 養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 公営企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 公営企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p>